

わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地場産地の企業が従来型のビジネスモデルから、企画・提案型のビジネスモデルへの脱却を促進するため、地場産地の企業が持つ技術、経験、ネットワーク等を駆使した新たなる商品、サービスの事業展開を目指す計画策定から新商品開発、販売促進までの一貫した取組を支援し、もって、地場産地全体の底上げ、振興に寄与することを目的に、地場産地の企業又は地場産地の企業グループ（以下「地場産地の企業等」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「交付規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「地場産地」とは、一定の範囲の地域にある地元資本の中小企業が集中的に立地している産業（和歌山県内に所在する建具、襖材、家具、ニット、縫製、特殊織物、作業手袋、家庭用品、綿織物、染色整理、機械金属、染料・中間体、染色、漆器、へら竿、皮革、ボタン、木材・製材、洋家具、銑鉄鋳物等の鉦工業全般をいう。）の集積地のことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する地場産地の企業等とする。

(1) 地場産地の企業

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の中小企業者で、和歌山県内所在の地場産地で企業するもの。

(2) 次のア又はイに掲げるものとする

ア 中小企業者の集まりであって、その代表となる者が前号で定める地場産地の企業であるもの

イ 和歌山県内の地場産地に所在する中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号及び第3号の事業協同組合及び協同組合連合会、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第8条第2項に規定する工業組合（以下「組合等」という。）並びにその他知事が認める法人

(補助事業、補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、コーディネーター、アドバイザー、デザイナー等（以下「外部専門家」という。）を招へいし、市場調査や先進事例調査等により地場産地の企業等の強みや弱みなどの分析を行い、新たなブランドコンセプトと基本的な戦略を事業計画として策定する事業（以下「事業計画策定支援事業」という。）及び外部専門家を招へいし、新商品・新サービスの開発、試作品製作、展示会への出展等を行い新たなブランドを確立する事業（以下「新ブランド確立支援事業」という。）とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとし、補助金額の限度額及び補助率は、別表2のとおりとする。

（補助事業の選定方法）

第5条 知事は、知事の附属機関の組織及び運営の基準を定める規則（平成25年和歌山県規則第47号。）に定める、和歌山県中小企業振興支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）による審査を経て、予算の範囲内で補助事業を選定するものとする。

2 知事は、複数年以上、継続的に補助事業を行う事業者については、当該年度の事業の進捗状況や翌年度の計画等を確認するため、翌年度の事業開始前の審査委員会における報告・審査を経て、予算の範囲内で補助事業の継続を決定するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 地場産地の企業等は、交付規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる関係書類を添え、地場産地の企業又は地場産地の企業グループを代表する者が所属する組合等を経由し、知事に提出しなければならない。ただし、地場産地の組合等に所属していない場合は、和歌山県中小企業団体中央会を経由するものとする。

(1) 補助申請者の概要（別記第1号様式）

(2) 補助事業計画書（別記第2号様式）

(3) 収支予算書（別記第3号様式）

2 前項の規定に基づく申請をする場合は、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定等）

第7条 知事は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請書の内容について審査を行い、補助金を交付するものと認めたときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

2 知事は、規則第5条の規定により交付決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定時に減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

4 知事は、第2項の交付決定に当たっては、補助金の額の千円未満を切り捨てるものとする。

（申請の取下げ）

第 8 条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から 20 日以内に別記第 4 号様式による交付申請取下届出書を知事に提出しなければならない。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

第 9 条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ別記第 5 号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 前項の承認には、必要に応じ条件を付し、これを変更することができる。

3 第 1 項ただし書に規定する軽微な変更とは、次のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 補助事業に要する経費の 20 パーセント以内の減少となる内容の変更をする場合

(2) 補助目的の達成に支障がなく、及び事業効率の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合

(3) 別表 1 の補助事業の経費区分の相互間において、いずれか低い額の 20 パーセント以内の経費の配分変更をする場合

（補助事業の中止又は廃止）

第 10 条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第 6 号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第 11 条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第 7 号様式による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の状況報告）

第 12 条 補助事業者は、9 月 30 日現在における補助事業の遂行状況について、別記第 8 号様式による補助事業遂行状況報告書を 10 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

（補助事業の実績報告）

第 13 条 補助事業者は、交付規則第 13 条に規定する補助事業等実績報告書に別記第 9 号様式による関係書類を添え、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から 20 日を経過した日又は翌年度の 4 月 1 日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第 14 条 知事は、交付規則第 14 条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超え

る部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納の金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利14.60パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けてたとき。

- 2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命じるものとする。

- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納の金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利14.60パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第16条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、交付規則第16条に規定する補助金等交付請求書に別記第10号様式による関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

(補助事業の完了後状況報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る事業状況について、別記第11号様式による補助事業完了後状況報告書に知事が必要と認める書類を添え、知事に提出しなければならない。

(収益納付)

第18条 知事は、前条の補助事業完了後状況報告書により、当該補助事業者に相当の収益が生じたと認められる場合、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増した1件当たり50万円以上の財産(以下「取得財産」という。)を補助事業完了後5年以内(法定耐用年数があるものは、当該法定耐用年以内)に、補助金の交付の目的以外の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、又は債務の担保に供しようとするときは、あらかじめ別記第12号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により、当該取得財産等が定める期間を経過している場合を除き、

補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

3 補助事業者は、取得財産に係る台帳を備え、補助事業完了後5年間、保存しておかなければならない。

(知的財産権等に関する届出)

第20条 補助事業者は、補助事業に係る発明又は考案等について、特許権、実用新案権又は意匠権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度終了後5年以内に出願し、若しくは取得した場合又は知的財産権を譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なくその旨を記載した別記第13号様式による知的財産権取得等届出書を知事に提出しなければならない。

(事業成果の発表)

第21条 知事は、補助事業の成果について、必要があると認めるときは、その成果を発表することができる。

(立入検査等)

第22条 知事は、補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(補助金の経理等)

第23条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第24条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別記第14号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が第13条の報告に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を上回るときは、その上回る額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他必要な事項)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る交付申請
取下届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやま
地場産業ブランド力強化支援事業費補助金の交付の申請は、下記の理由により取り下げた
いのでわかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により届
け出ます。

記

1 交付申請取下げ理由

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業の
内容（経費の配分）の変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやま
地場産業ブランド力強化支援事業費補助金について、下記の理由により補助事業の内容
（経費の配分）を変更したいので、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交
付要綱第9条第1項の規定により承認を申請します。

記

1 変更申請額

	決定額	変更申請額	差 額
補助事業に要する経費 金	円 金	円 金	円
補 助 対 象 経 費 金	円 金	円 金	円
補 助 金 額 金	円 金	円 金	円

2 変更理由

- （注） 1 補助事業を新たに委託しようとするに伴い経費の配分を行うときは、委
託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記入すること。
2 事業計画が確認できる資料があれば、添付すること。
3 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

3 変更の内容

(1) 事業の内容

【 事業計画策定支援事業 】

変 更 前	変 更 後	差 額	変 更 の 理 由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

【 新ブランド確立支援事業 】

変 更 前	変 更 後	差 額	変 更 の 理 由	計画変更が補助事業に及ぼす影響

(2) 変更後の収支予算書

(収入の部)

(単位:円)

区 分	収入額		説 明
	変更前	変更後	
1 補助金			
2 自己資金			
3 借入金			
収入計			

(支出の部)

(単位:円)

区 分	補助事業に要 する経費		補助対象経費		説 明
	変更前	変更後	変更前	変更後	
1 謝金					
2 旅費					
3 事業費					
4 試作品等開発費					
5 消費税及び地方 消費税					
支出計					

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により承認を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する事業名
- 2 理由

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業について、下記のとおり事故があったのでわかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 補助事業名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 事故の内容及び原因
- 5 事故に対する措置

- （注） 1 事故の理由を立証する書類を添付すること。
2 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

別記第 8 号様式（第 1 2 条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定の通知を受けたわかやま
地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助事業の遂行状況について、わかやま
地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第 1 2 条の規定により別紙のとおり報
告します。

（注）本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。

遂 行 状 況 報 告 書

補助事業の区分	進捗状況の具体的内容等
(1) 事業計画策定支援事業	
(2) 新ブランド確立支援事業	

(注)

- 1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とする。
- 2 遂行状況が分かる資料等を添付すること。

別紙1

収 支 決 算 書

◇1年目 ◇2年目 ◇3年目

【収入の部】

(単位:円)

区 分	収 入 額	説 明
1 補助金		
2 自己資金		
3 借入金		
4 その他		
合 計		

【支出の部】

(単位:円)

区 分	補助事業に 要する経費		補助対象 経費		説 明
	申請額	実績額	申請額	実績額	
1 謝金					
(1) 外部専門家謝金					
2 旅費					
(1) 外部専門家旅費					
(2) 職員旅費					
3 事業費					
(1) コンサルタント費					
(2) 会場借上費					
(3) 会議費					
(4) 借損料					
(5) 市場調査費					
(6) 印刷製本費					
(7) 通信運搬費					
(8) 広報費					
(9) 展示会等出展費					
①会場借上費					
②装飾料					
③輸送費					
④その他 ()					
(10) 商標等出願経費					
4 試作品等開発費					
(1) コンサルタント費					
(2) 原材料費					
(3) 借損料					
(4) デザイン費					
(5) 製造・改良・加工賃					
合 計					

- (注) 1 1～3年目で該当する箇所に○をつけること。
 2 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。
 3 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうち補助対象となる経費をいう。
 4 「補助対象経費」は消費税及び地方消費税抜額を記載すること。
 5 「申請額」は収支予算書の申請額を記載すること。
 6 説明欄には収入、支出の内容を記載すること。
 7 支払金額を証明する書類（領収書等）を添付すること。
 8 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

補助事業実績報告書

補助事業の区分	具体的な実績内容等
(1) 事業計画策定支援事業	
(2) 新ブランド確立支援事業	

(注)

- 1 本様式は、日本産業規格 A 4 版とする。
- 2 実績内容等が分かる資料等を添付すること。

別記第10号様式（第16条関係）

1	交 付 決 定 額	金	円
2	概 算 払 受 領 済 額	金	円
3	今 回 請 求 額	金	円
4	残 額	金	円

（注）本様式は、日本産業規格A4版とすること。

別記第 1 1 号様式（第 1 7 条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る補助
事業の完了後状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度わかやま地場
産業ブランド力強化支援事業について、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助
金交付要綱第 1 7 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

- （注） 1 関係書類は別途指示するものとする。
2 本様式は、日本産業規格 A 4 版とすること。

別記第12号様式（第19条関係）

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る財産
処分承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業に係る下記の財産を処分したいので、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第19条第1項の規定により申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日
- 2 取得価格及び時価
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由

- （注） 1 関係書類は別途指示するものとする。
2 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る知的
財産権取得等届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業について、わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第20条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名
- 2 種類（番号及び知的財産権等の種類）
- 3 内容
- 4 相手先及び条件（譲渡又は実施権の設定の場合）

- （注） 1 関係書類は別途指示するものとする。
2 本様式は、日本産業規格A4版とすること。

番 号
年 月 日

和歌山県知事 様

住所

氏名

年度わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金に係る消費
税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

わかやま地場産業ブランド力強化支援事業費補助金交付要綱第24条第1項の規定によ
り、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金額（交付要綱第 条第 項の規定により通知した額） | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

- （注）1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の10パーセント相当額が消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではない。
3 本様式は、日本産業規格A4版とすること。